

市立公民館指定管理者制度導入の状況 及び今後の予定について

平成30年5月31日
(社会教育委員会議)

教育委員会事務局 家庭・地域学びの課

1 はじめに

指定 管理 概要

- 市立公民館の指定管理は、地域に密着した運営を行うことができる受任者として、住民自治協議会を指定管理の相手方とし、非公募で選定を行う。

目的

- 住民自治協議会と公民館が連携・協力して活動することにより、地域住民の意向を柔軟に反映した社会教育活動を行う。



2 導入の状況

平成26年4月から長沼地区住民自治協議会による公民館の指定管理がスタートし、今年度から10地区の住民自治協議会が指定管理の受託者として公民館の管理運営を行っている。

平成26年度	長沼公民館
平成27年度	芋井、篠ノ井、信更公民館
平成28年度	若槻、更北公民館
平成29年度	吉田、安茂里、川中島町公民館
平成30年度	芹田公民館

現在、市立公民館29館のうち、10館で指定管理者制度が導入されている。



3 今後の予定

平成31年度に更新予定の3館が8月6日に指定管理者選定委員会による審査を受ける。今後も運営体制が整い、受託を希望する住民自治協議会から順次導入していく予定。

施設名称	住所	施設等	期間
【更新】			
更北公民館 他3施設	青木島880 番地5	事務室・多目的ホール・陶芸 実習室・料理実習室など	第2期：5年間 (H31-35年度)
篠ノ井公民館 他6施設	篠ノ井御幣川 281番地1	学習室・会議室・展示ホー ル・料理教室・工作室・音楽 室など他6分館	第2期：5年間 (H31-35年度)
若槻公民館	大字若槻東条 505番地1	三登山ホール・体育館・料理 教室・図書室など	第2期：5年間 (H31-35年度)